

## 安佐北区白木町残土投棄現場

# 秋葉市長が 現地を視察

## 住民が陳情「残土投入ただちに中止を」

秋葉忠利市長が7月25日、安佐北区白木町の大椿林道下の建設残土投棄現場を視察し、地元住民から陳情書を受け取りました。

陳情書は、①残土投棄をただちに中止する、②業者が防災工事の指導に応じない個所を県・市が代執行して住民の安全を守る、③開発を規制する条例を制定する一ことを求めています。

秋葉市長は、「大変な状況がよくわかった。早急な対応について県と協力して検討したい」と答えました。



上)白木町の現場を訪れた秋葉市長=7月25日  
左)住民から陳情書をうけとる秋葉市長=同日

申し入れには党広島市議団の皆川けいし、中森辰一、藤井とし子の3市議が立ち会いました。

皆川けいし議員は6月議会の一般質問で、秋葉市長に対し、現地視察を要望していました。



住民から話をきく中林衆議院議員(左端)=7月13日

### 日本共産党の今後の取り組み予定

- 8月7日 政府交渉(林野庁、国交省、環境省)
- 8月中旬 他都市へ条例等の調査  
(東京都、千葉県、福島県、福井県、香川県)

## 日本共産党 中林よし子 衆議院議員 も住民を激励

### 「一緒に国へ要望しましょう」

日本共産党の中林よし子衆議院議員も13日、三篠川漁協の役員や住民らの案内で現地を調査しました。

中林議員は、「積み上げられた土砂による災害を最小限にする緊急対策を講じる必要がある。林野庁や国土交通省、環境省などにも問い合わせたい」と述べました。また、「住民運動が大切。国にも一緒に要望しましょう」と激励しました。

# 土石流の発生と水質汚染の可能性が極めて高い

## —日本地質学会会員 越智秀二氏の現地レポート—

7月22日に現地調査した第一印象は「危険」。土石流の発生と水質汚染の可能性が極めて高いと考える。

### 大雨のたびに土砂が浸食

風化花崗岩の急斜面上に土砂を斜めに積み上げただけで表面の保護も何もしていないため、雨裂が多数形成され、大雨のたびに土砂が浸食。溪流に流出し堆積している。

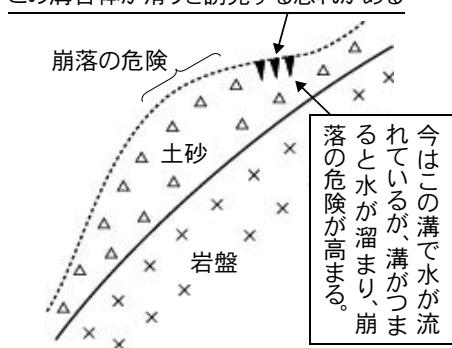
特に、溪流に人工的に土砂を盛り上げたところさえるために大量の土砂がたまり、集中豪雨が起ると崩壊して土石流災害を引き起こしかねない。

### 岩盤上に土砂が不安定に堆積

埋め立てた土砂が岩盤の上に不安定にのっているところがあるため、大雨や地震により崩壊しかねないところがある。

この溝自体が滑りを誘発する恐れがある

崩落の危険

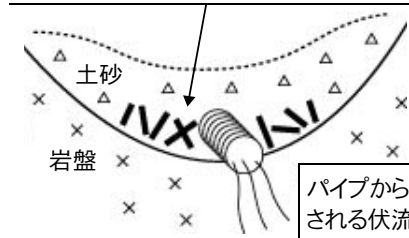


今はこの溝で水が流れているが、溝がつまりると水が溜まり、崩落の危険が高まる。

### 埋めている土砂も問題

現在投棄がおこなわれている現場では、土砂の下から流出する伏流水の臭いが非常に臭い。実際、近くに行くと刺激臭で気分が悪くなる。硫化水素以外にも何か含んでいる可能性がある。

立木を切ったものなどが土砂に埋まっている



パイプから排出される伏流水は異臭を放ち、泡だっている

あきらかに水質汚染を引き起こしており、この下流のみならず、この谷の北側の別の谷にもここに埋められている土砂中の成分が浸透・流出する可能性が高く、井戸水汚染にもつながるおそれがある。

### 「すべり面」が土砂の下にある

表土、立木、下草を削って堆積土砂の下に埋めており、将来これが「すべり面」となって地滑りを起こしやすくなる。

土石流発生、水質汚染の可能性が高く、極めて危険な渓谷となっており、早急な対応が求められる。

## 災害防止もとめて 住民が県に陳情

建設残土の大量投棄によって土砂災害などの危険にさらされている安佐北区白木町三田の住民8人は、18日県庁で藤田雄山知事あてに「土石流、急傾斜地崩壊災害、水質汚染、三篠川汚濁防止のための陳情書」を提出、緊急な対応を求めました。

住民は、「人が亡くならないと行政は動いてくれないのか。雨が降ったら枕元にリュックを置いて寝ている気持ちをわかってほしい」と訴えました。

陳情書では、業者に残土投入をただちに中止させ、防災工事の指導に業者が応じない現場については県・市が一日も早く代執行することなどを求めています。

申し入れに同席した辻県議は、「予算の問題ではない、一刻も早く安全を確保することが先決」と強く要求。応じた林務総室の上野司郎室長は「いかに短い時間で要望に答えられるか検討する。他県の条例も勉強する」と答えました。

申し入れには皆川けいし、村上あつ子、藤井とし子の3市議、むねよし邦夫党安佐北区市政対策委員長が同席しました。



## 各地で進む規制のとりくみ

### 林道使用を規制

### 比婆郡東城町の林道管理条例

比婆郡東城町では、条例(69年制定)で林道の破損や危険と認められる通行そのものを禁止。

林道に隣接する土地での「工作物の設置」や「土地の形質変更」についても町長の同意が必要であり、土砂災害や水源汚染のおそれがある場合は町長の同意が得られません。また、業者に維持管理計画書や地区代表者の同意書の提出を義務付けています。

### 0.1ha以上を規制

### 香川県で新条例スタート

香川県では、今年4月から「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例」がスタート。0.1ヘクタール以上の森林開発は知事との事前協議が必要となり、「水資源のかん養」「緑の公益的機能の保全」などが審査されます。